

通所リハビリテーション重要事項説明書

令和7年4月1日改定

1 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名称 医療法人 川口内科医院 デイケア
所在地 京都市下京区七条通油小路東入大黒町253番地
事業者番号 2610405322

(2) 職員の体制

医師 (管理者である院長が兼務) 専任常勤 1名
利用者の全身状態の管理、機能訓練の処方と指示
理学療法士 非常勤 1名 利用者への医療・介護援助・リハビリテーション
作業療法士 非常勤 1名 利用者への医療・介護援助・リハビリテーション
看護師 常勤 2名 非常勤 1名
利用者への医療・介護援助
介護員 常勤 1名、非常勤 5名
利用者への介護援助

(3) 営業時間 月～土 8:50～16:30

(4) 休業日 日曜・祝祭日
夏期休業、年末年始 お手紙にてお知らせいたします。

(5) サービス実施エリア 下京区・南区の一部・東山区の一部
北…高辻通 南…九条通
東…本町通 西…西大路通

(6) 利用定員 17名

2 提供するサービス内容

- ① 作業療法 日常生活動作訓練、その他(塗り絵・手作業・脳トレ等)
ご利用者の希望で行ないます。
- ② 理学療法
 - 1 個別リハビリ 希望者に合わせて個別にリハビリテーションを行ないます。
 - 2 運動療法 体操やレクリエーションで身体を動かします。
 - 3 物理療法 希望者に物理療法を行ないます。
- ③ 食事等 お弁当・おやつをお出しします。
- ④ 送迎 車にて送迎をいたします。
- ⑤ 相談及び援助 利用者及び後見人、家族又は身元引受人からのご相談に応じます。

3 利用料金

① 介護保険適用サービス

1 利用料	1割負担	2割負担	3割負担
*要支援1 (1ヶ月)	2392円	4784円	7176円
*要支援2 (1ヶ月)	4460円	8920円	13380円
*要介護 (6時間超・1日)	1割負担	2割負担	3割負担
*要介護1	754円	1508円	2262円
*要介護2	896円	1792円	2688円
*要介護3	1034円	2068円	33102円
*要介護4	1199円	2398円	3597円
*要介護5	1360円	2720円	4080円

② 加算

*サービス提供強化加算(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)
要支援 1 92円 (1月)	75円 (1月)	25円 (1月)
要支援 2 185円 (1月)	151円 (1月)	50円 (1月)
要介護 1~5 23円 (1回)	18円 (1回)	6円 (1回)
*入浴介助加算 (Ⅰ)42円/1回 (Ⅱ)63円/回		
*介護職員処遇改善加算(Ⅰ)8.6%(所定単位数×86/1000)		
*科学的介護推進体制加算(LIFE加算) 42円(1回)		
*生活行為向上リハビリテーション実施加算 1318円(1月)		
*リハビリテーションマネジメント加算 (1月につき) 6ヶ月以内 625円 6ヶ月超 288円		
*リハマネ加算に係る医師による説明 284円(1月)		
*退院時共同指導加算 633円(1回)		
*口腔機能向上加算 317円(1月)		

③ 介護保険以外のサービス

1 食材料費(おやつ代を含みます)

1食あたり710円をいただきます。但し、利用予定日前々日の午前10時00分以後(月・火利用の場合は金曜日10時以降)にキャンセルされた場合は、全額の710円を負担していただきます。
午後からの短時間デイケアをご利用の場合、おやつ代70円をいただきます。

2 おむつ代等

おむつ代として尿とりパット50円、紙パンツ100円は、使用に応じて実費相当額をいただきます。

3 作業療法等の材料費

実費を負担していただきます。

4 コピー費用

サービス実施記録等のコピー費用は、1枚につき10円をいただきます。

5 その他

外出レクリエーションにかかる費用等は自己負担になります。

4 キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合は、前々日の10時00分までにご連絡下さい。

(但し、前々日の10時以降、月・火利用の場合は金曜日の10時以降に連絡をいただいた場合は昼食代710円を負担していただきます。)

5 利用料の請求と納付について

前月分のご利用料金を、翌月10日以降に請求させていただきますので、

20日までに窓口受付にてお支払いください。

口座引き落としにも対応しております。その場合は別紙へご記入お願い致します

6 当事業所の通所リハビリテーションの特徴等

{事業目的}

要介護状態等のご利用者に対し、ご本人及びご家族のご希望を十分に受けとめてご本人が持つ能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要なリハビリテーションを行なうことにより、ご利用者の心身の機能の維持回復をはかることを目的とします。

{運営方針}

- 1、要介護状態等の利用者に対し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法・作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能回復を図ることを目的とします。
- 2、利用者の意志及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立つサービスの提供を行います。
- 3、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、心身の特性を踏まえた適切な援助を行います。
- 4、地域の福祉のニーズに答えられる場をめざします。

7 緊急時の対応

サービスの提供中に利用者の健康状態に急変が生じた場合、その他必要な場合は、主治医、ご家族または緊急連絡先、居宅介護支援専門員へ連絡します。

8 事故発生時の対応

- 1、事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により
事故が発生した場合は市町村・ご家族・居宅介護支援事業者に連絡します。
- 2、事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- 3、事業者は、サービス提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体、財産に損害を及ぼした場合には、利用者に対して、その損害を賠償します。

9 サービスの相談・苦情

サービスに関する相談・苦情がありましたなら、ご遠慮なく、相談窓口までお申し出ください。

- ① 当事業所{相談窓口} 電話 343-5022
担当 渡邊 責任者 川口
- ② 当事業所以外に、京都府国民健康保険団体連合会の苦情
処理窓口(電話 354-9090)に苦情を伝えることができます。
- ③ 当事業所以外に、各区役所
下京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 371-7228
南区役所保健福祉センター健康長寿推進課 681-3296
東山区役所保健福祉センター健康長寿推進課 561-9191
に苦情、相談を伝えることができます。

10 事業者の概要

名称	医療法人 川口内科医院 (京都 10405322)
開設者及び管理者	川口 隆作
診療科目	内科・糖尿病内科・リハビリテーション科
診療時間	午前9時～午後1時と午後4時30分～午後7時30分 (水曜日のみ正午まで) 但し日曜日・祭日及び水曜日・土曜日の午後は休診

*他の居宅サービス事業

- ① 居宅介護支援事業 (申請代行・ケアプラン作成・介護相談)
- ② 訪問リハビリテーション (本院の理学療法士が訪問して実施するリハビリテーション)

契約をする場合以下の確認をすること

通所リハビリテーションのご利用を申し込まれるにあたり、この重要事項説明書により重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 京都市下京区七条通油小路東入大黒町253番地

名称 医療法人 川口内科医院 印

説明者 氏名 渡邊 光代

私は、この重要事項説明書により、当事業所の通所リハビリテーションについて重要な事項の説明を受け、同意し交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名 印

(代理人)

住所

氏名 印